

## 「令和3年度新潟市食品衛生監視指導計画(素案)」 に対するパブリックコメント手続きの実施結果について

「令和3年度新潟市食品衛生監視指導計画(素案)」について、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

いただいたご意見に対する市の考え方をまとめましたので、結果を公表します。

なお、ご意見の一部については、趣旨を損なわない範囲で要約し掲載させていただきましたので、ご了承ください。

### ■意見募集期間

令和3年2月1日(月曜)～令和3年3月2日(火曜)

### ■結果公表日

令和3年4月1日(木曜)(予定)

### ■広報手段

- ・市ホームページに掲載
- ・市政情報室、食の安全推進課、各区役所、各出張所、中央図書館にて資料配布

### ■ご意見の提出状況、案の修正

- ・意見提出者数：2名(提出方法：郵送1、窓口へ持参1)
- ・意見数：8件
- ・案の修正：0件

### ■結果公表場所

結果は次の場所で閲覧できます。(閉庁日、休館日は除きます)

- ・市政情報室(市役所本館1階)
- ・食の安全推進課(総合保健医療センター 3階)
- ・各区役所(資料の設置場所は各区地域課・地域総務課へお問い合わせください)
- ・各出張所
- ・中央図書館(ほんぽーと)

### ■問い合わせ先

新潟市保健所食の安全推進課(総合保健医療センター 3階)

所在地：〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号

電話：025-212-8230 FAX：025-246-5673

電子メール：shokuanzen@city.niigata.lg.jp

## 「令和3年度新潟市食品衛生監視指導計画（素案）」に対する パブリックコメントに寄せられたご意見及び市の考え方

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
1	全体	丁寧に纏められた素案となっており、本計画に賛成いたします。	ご賛同いただきありがとうございます。より一層の食品衛生推進に努めてまいります。	無
2	食の安心・安全に関する市民アンケート（2ページ）	食の安心・安全に関するアンケート調査の回答者数が少ないと思います。書面による調査も実施されては如何でしょうか。	インターネットによるアンケート調査では、年齢層、男女比率等の構成要素を調整しやすく、回答者の偏りを抑える利点があることから、この方式を採用しています。また、新潟市の人口を約80万人とした際、許容誤差を5%以内に止めるために必要なサンプル数は400人程度とされています。必ずしも回答者数が少ないわけではありませんが、今後必要に応じ、市政世論調査等への掲載依頼も含め、検討していきたいと思います。	無
3	重点的な監視指導（4ページ）	重点的な監視指導事項と立入検査計画（4）の持ち帰り宅配食品等に関する監視指導事項を追加されたことはよかったです。	ご意見ありがとうございます。計画案に沿って当該食品の衛生状況について、実態把握に努めてまいります。	無
4	監視指導事項（7ページ）	その他、インターネット等の手段による広告販売されている食品の監視を強化される事は大変でしょうがお願いします。年々充実して来ていると思います。	生活様式の変化により食品の通信販売等についての相談件数も増加傾向にありますので、監視指導を充実させてまいります。	無
5	食の安全性確保に係る機関（9ページ）	衛生環境研究所の調査研究成果を関係各課で共有し、行政運営に当たることは、当たり前のことではありますが、よろしく願います。	関係各課での情報共有を密に行い、より円滑な行政運営に努めてまいります。	無
6	保健所による検査等（10～11ページ）	食品等の検査で、保健所による検体予定数が前年計画に比べると大幅に減少していますが理由を記載してください。 施設のふきとり検査が増えたためでしょうか。	収去検査の検体数は、過去の検査成績や食品衛生上のリスク等を勘案し、実施予定数として計上しております。前年と比べ、相対的に減少してはおりますが、新たに許可対象となった液卵や客席のある一般的な飲食店で提供される弁当など、その必要性に応じて検査を拡充しているところです。	無

			<p>ご懸念されているのは、ふきとりの検体数が大幅に減少している点と思われますが、ふきとり検査をより効果的かつ効率的に実施するため、施設に立入る際、監視員が現場で検査の可否を判断し、実施した検査結果に基づき、その場で指導を行うことを予定しております。運用の性質上、予定数は計上できませんが、前年と同水準以上の効果を見込んでおります。</p>	
7	<p>食品の種類ごとの衛生管理のポイント（18ページ）</p>	<p>食肉・食鳥肉・食肉製品でTSEスクリーニング検査（令和3年度）とBSEスクリーニング検査（令和2年度）の違いは何か。</p>	<p>実施する検査内容に変更はありません。用語説明（20ページ）の記載の通り、検査適用の対象動物が、牛だけでなく、めん羊・山羊等に拡大されます。</p>	無
8	<p>収去検査等の実施について（6ページ）</p>	<p>農薬の残留だけでなく、食の安全・安心のためには、米に含まれるカドミウムなど有害物質の検査も必要ではないでしょうか。</p>	<p>基準のある全ての食品を検査することが理想的です。しかし本市では、限られた中で、より効果的・効率的に収去検査を実施するために、違反の可能性が高いもの、違反した場合に重大な影響を及ぼすものを優先的に実施しています。例えば、ご意見にあるカドミウムであれば、周辺地域の土壌汚染が疑われる場合などに、優先的に実施することが考えられます。</p>	無